

造 林 事 業 請 負 入 札 説 明 資 料

事 業 名：造林事業請負（附馬牛・大迫地区 地拵・植付、
下刈、改植、シカ食害対策剤散布）

作 業 種：地拵・植付、下刈、改植、シカ食害対策剤散布

事業場所：岩手県遠野市附馬牛町東禅寺字荷鞍山国有林
77 林班わ 2 小班ほか

岩手南部森林管理署遠野支署

造林（治山）事業特記仕様書

全刈枝条存置地拵作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（地床植生の刈払い及び処理）

- 3 地床植生（ササ、雑草、かん木）は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付や保育作業に支障となる場合は整理しなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

（立木、未木枝条の処理）

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したもの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。
伐倒木、未木枝条は原則として存置とするが、植付や保育作業に支障となる幹や枝は適宜切り離しを行い、タコ足状に浮き上がっている枝は、必ず切断して地面によく接着させなければならない。なお未木枝条が堆積錯そうして植付や保育作業に支障となるところは整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

（作業歩道の作設）

- 5 作業歩道は幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 6 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 88 号）第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 苗木の規格は下表による。

樹 種	苗 齢	規 格			備 考
		区 分	苗 長	根 元 径	
カラマツ	2 年	コンテナ苗	35cm 上	4.5mm 上	

「原則として、花粉症対策苗木。ただし、これによりがたい場合は協議。」

- 形 質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(普通苗)

- 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

(コンテナ苗)

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ている、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面 80 以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1 年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

- 2 運搬方法
 - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員
殿

請負者住所

氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名
記 事	

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1 日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から 7 日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあっては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。
植付方法は次により行うこと。
 - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1～2 cm 程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - (5) 根鉢上面に 1～2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - (7) 植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ 1/3 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

（苗木の許容損傷率）

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種	林 令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
		8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
ス	ギ	8	8	6	6	4	4
カ	ラ マ ツ	8	8	6	6	4	4
そ の 他	針	8	8	6	6	4	4
広	葉 樹	8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。
ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

- 6 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 7 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈（筋刈）作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の 4 刈り払い仕様に従い筋刈りを行わなければならない。

ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ $1/3$ 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

（刈払い仕様）

- 4 刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。

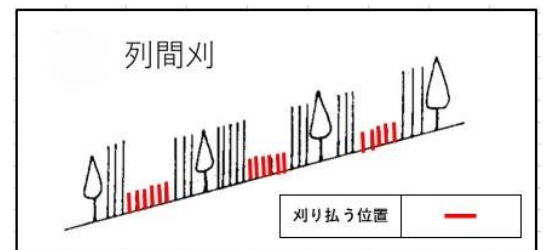
【必要に応じて追記】また、傾斜 15° 以上の場合、筋刈は等高線上の列間刈を基本とする。

【刈り払いイメージ】

刈り幅については下記のとおりとする。

刈払方法	刈幅	その他
筋刈	事業内訳書のとおり	

【植栽本数に応じて、刈幅を変更する】



（苗木の許容損傷率）

- 5 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種	林 令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
		8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
ス	ギ	8	8	6	6	4	4
カ	ラ マ ツ	8	8	6	6	4	4
そ の 他	針	8	8	6	6	4	4
広	葉 樹	8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 6 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

- 7 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 8 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 9 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

薬剤仕様書

- 1 作業名 造林事業請負（附馬牛・大迫地区 地拵・植付、下刈、改植、シカ食害対策剤散布）
- 2 指定薬剤
 - ① 農林水産省農薬登録済であること。
 - ② 農薬の種類、有効成分
・全卵粉末（80.0%）
 - ③ 人畜毒性：普通物
 - ④ 適用樹種：スギ・ヒノキ・マツ類、広葉樹等の樹木類全般
 - ⑤ 適用獣類：ニホンジカ
 - ⑥ 希釈倍数：10 倍
 - ⑦ 使用薬剤量：961 袋
- 3 シカ食害対策剤散布箇所

(別添図面参照)
- 4 その他
 - ① 特記仕様書のとおり
 - ② 使用薬剤容器は責任を持って収去すること。
 - ③ 使用薬剤量がわかるように作業前・作業後に写真を撮ること。

シカ食害対策剤散布作業仕様書

（区域の標示）

- 1 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（散布木）

- 2 造林木に散布するものとする。また、造林木であっても、シカ・ニホンカモシカ等の有害鳥獣（以下、「シカ等」）により既に被害を被っており、かつ今後成長の見込みがない造林木については散布の対象外とする。

ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては散布しなければならない。

（作業の方法）

- 3 散布方法は噴霧器で樹幹（幹）部全体へ均一に付着するよう散布する。

（実行上の留意事項）

- 4 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。（風力4とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。）
- 5 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- 6 強風・降雨時における散布は禁止する。
- 7 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。
特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、水産動植物（魚類）に強い影響があることから散布液が河川に流入するおそれがあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。
- 8 局所的に大量散布はしないこと。
- 9 卵アレルギーのある方は、散布などの作業を避けること。

（その他）

- 10 散布に当たっては、保護具（手袋・マスク等）を確実に着用すること。
- 11 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにすること。特に目に対して強い刺激性があるので、薬剤が目に入らないように十分注意すること。
- 12 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。
- 13 作業後残った薬剤、容器や保護具等は、作業箇所に放置せず所定の方法で適切に処分すること。
- 14 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。
- 15 作業記録写真は、作業前・作業中・作業後を同位置において撮影するものとし、撮影位置にポールで目印をつけておくこと。

チェーンソー作業時の安全対策に係る特記仕様書

別紙に定める様式に従い、事業計画書中に『チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画』を追加し提出すること。

チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

様式 1

（調査・記録での活用可能）

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

第 回改定：令和 年 月 日

事業者名	
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

事業場（現場・団地）名 作業場所（林班等） 作業班名					
作業責任者名・連絡先					
作業期間		自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日			
作業地の概要	①地形の状況	(傾斜) 平地 傾斜地 段差地			
		(傾斜地の場合) 急傾斜 中間 なだらか (平均的な傾斜 °)			
	②地質・水はけの状況	(斜面の向き) 日照よい (南向き等) それ以外 (北向き等)			
		(※留意点)			
		(岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい (※留意点)			
	③埋設物・架空線の近接の状況	(転石・浮石) 多い 中間 少ない (※留意点)			
		(水はけ) よい 中間 悪い (※留意点)			
		(埋設物) 無 有 () (※留意点)			
	④伐倒対象の立木の状況	(架空線) 無 有 () (※留意点)			
		(樹種) スギ ヒノキ その他 ()			
作業計画の内容	⑤つるがらみ、枝がらみの状況	(樹齢) () 年生が主体			
		(大きさ) 胸高直径 (cm 程) 樹高 (m 程)			
		(大きさのばらつき) 多い 中間 少ない (※留意点)			
		(立木の密度) 密 中間 疎 (※留意点)			
	⑥枯損木等の状況	(つるがらみ) 無 有 (※留意点)			
		(枝がらみ) 無 有 (※留意点)			
	⑦下層植生の状況	(枯損木) 無 有 (※留意点)			
		(風倒木) 無 有 (※留意点)			
	⑧作業の方法	(かん木) 密 中間 疎 (※留意点)			
		(草本) 密 中間 疎 (※留意点)			
チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用					
その他 ()					
⑨伐倒の方法		間伐 (定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他 ()			
⑩伐倒の順序		尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他 ()			
⑪かかり木処理の作業方法		車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他 ()			
⑫退避場所設定標示		テープ表示 その他 ()			
⑬立入禁止設定標示	標識看板 縄張り カラーコーン				
	その他 ()				
⑭合図の方法		笛 トランシーバー 手旗			
		その他 ()			

⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他（ ）
⑯その他安全対策	

作業を行う場所・作業の方法の概略図

※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。

なお、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地籍図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

作業班	作業者名	チェーンソー使用 有 無	チェーンソーメーカー	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		
		有 無		
緊急時の対応	⑰緊急車両の走行経路、緊急連絡先	林班 小班	GPS緯度： 経度：	
		消防署（電話 ）、 病院（電話 ） 緊急車両待合せ場所（林道等名称・位置） 会社（〇〇事務所）（電話 ）		
	⑱携帯電話等・無線通信による通信可能範囲	林道等名称・位置		
	⑲備考			

(※1) 各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。

(※2) 記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

(裏面) 記入に係る留意事項等

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- (2) チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式の様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた記入例を記入した様式を作成し、社内で配布することは望ましいこと。

2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入に係る留意事項等」を参考にすること。
- (3) 「※留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4) 「①地形の状況」の(傾斜)の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるか等を記入すること。
- (5) 「①地形の状況」の(傾斜地の場合)の欄には、急傾斜か、なだらか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜(およそその傾斜角度)を記入すること。
- (6) 「①地形の状況」の(傾斜の向き)の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か(北向き等により日照がよいといえないか等)を記入すること。
- (7) 「②地質・水はけの状況」の(岩石地・崩壊地)の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (8) 「②地質・水はけの状況」の(転石・浮石)の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「②地質・水はけの状況」の(水はけ)の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (10) 「③埋設物・架空線の近接の状況」の(埋設物)及び(架空線)の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (11) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹種)の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (12) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹齢)の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- (13) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさ)の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であっても差し支えないこと。
- (14) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさのばらつき)の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (15) 「④伐倒対象の立木の状況」の(立木の密度)の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか(密)、疎らか(疎)、その中間であるかを記入すること。
- (16) 「⑤つるがらみ、枝がらみの状況」の(つるがらみ)及び(枝がらみ)の欄には、伐倒対象の立木でのこれらの有無を記入すること。
- (17) 「⑥枯損木等の状況」の(枯損木)及び(風倒木)の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。
- (18) 「⑦下層植生の状況」の(かん木)及び(草本)の欄には、作業を行う場所において、各々が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「⑧作業の方法」の欄には、チェーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を

記入すること。

- (2) 「⑯その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた措置を記入すること。

4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

- (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合には、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (2) 概略図には、「①地形の状況」、「②地質・水はけの状況」及び「③埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を記入することが望ましいこと。
- (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
- ア 労働災害の発生のおそれがある場所
- (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
- (イ) 立木に、つるがらみ、枝からみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
- (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下等するおそれがある場所
- イ 作業の方法
- (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番(どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。)がわかるように、必要な情報を記入すること。
- (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。

5. その他

- (1) 「⑰携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲」の欄には、移動体通信(携帯電話(スマートフォンを利用する場合を含む。)及びPHS。)又は無線通信(トランシーバーを含む。)による通信が可能である範囲を記入すること。

刈払機作業時の安全対策に係る特記仕様書

別紙に定める様式に従い、事業計画書中に『刈払機作業時の安全確保対策』を追加し提出すること。

刈 払 機 作 業 時 の 安 全 確 保 対 策 （ 凡 例 ）

使用機械及びタイプ別リスクとその対策

使 用 機 械 タ イ プ	リ ス ク	安 全 対 策
腰付・U字ハンドル	U字ハンドル接合部分に金属疲労が生じている可能性がある。	日々の始業時に点検する。
背負式・U字ハンドル	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	切創防止のために脛あて等の完全着用を図る。
襷掛け・U字ハンドル	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	股バンドを使用することにより刈刃が体に接触することを未然に防止する対策を講じる。
背負式・竿タイプ	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	急傾斜地での使用を制限する。機械タイプ・ハンドルタイプの変更を検討する。
襷掛け・竿タイプ	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。キックバック時に機械をコントロールできなくなり災害の原因となる可能性がある。	災害事例を周知することにより、自らを傷つけてしまう恐れのある機械作業であることを各自に意識させるとともにセーフティーパンツ着用を図る。

※表中の項目毎の大きさは任意による。

刈 払 機 作 業 時 の 安 全 確 保 対 策

使用機械及びタイプ別リスクとその対策

使 用 機 械 タ イ プ	リ ス ク	安 全 対 策

※表中の項目毎の大きさは任意による。

特記仕様書（造林事業）

（写真の撮影方法）

1. 作業記録写真は、作業前・作業中・作業後を同位置において撮影するものとし、撮影位置にポールで目印を付けておくこと。

（準備器材）

2. 植付苗木の規格を測定する際には、スケール・ノギスを使用する。
植付苗木の苗長については、地際を起点とし、最も低い苗長について計測すること。

（使用薬剤）

3. 使用薬剤量がわかるように、作業前・作業後に写真を撮ること。

（苗木）

4. カラマツコンテナ苗の形状比は、100以下を優先的に使用すること。